

【スタンダードコース】

ファルクラム 第32回 租税法研究会



～横領による経済的利得の源泉徴収義務・役員退職給与の適正額～

昨今、会社従業員等による横領や金員の不正使用事例が多発しています。そのような中で、被害者である会社は従業員等が行った横領について、これを給与所得として認定した上で源泉徴収をする必要があるのでしょうか。今回は、社会福祉法人の理事長が横領により得た経済的利得について同法人は源泉徴収義務を負うかを巡って、地裁と高裁で判断が分かれた事案を素材として、源泉徴収義務についての理解を深めます。

また、役員退職給与のうち不相当に高額な部分の金額については損金の額に算入されないとされた事例を取り上げ、役員退職給与の算定における問題点・「不相当に高額」の意義等について検討を行います。

◆日時：2014年4月12日(土) 13:30～16:00

◆参加費：一般 30,000円(ファルクラム会員無料※1事務所2名まで)

◆お試し参加：無料(※1事務所につき1回のみ無料でご参加いただけます。)

◆会場：ハロー貸会議室神保町(千代田区神田小川町3-10 新駿河台ビル10F/地下鉄神保町駅A5出口徒歩3分)

講師：ファルクラム代表理事 中央大学商学部教授 酒井 克彦

【内 容】

●役員退職給与のうち不相当に高額な部分の金額については損金の額に算入されないとされた事例

—東京地裁平成 25 年 3 月 22 日判決—

●前理事長による金銭の不正領収に係る源泉徴収義務

—大阪高裁平成 15 年 8 月 27 日判決—

その他、グループ討議によるディスカッションを実施します。

◆主 催：一般社団法人ファルクラム

(HPをご覧ください <http://www.ful-crum.info/>)

所在地：〒185-0033 国分寺市内藤 1-25-1 B 号

研究員(会員事務所)募集

(DVD 会員・YouTube 会員の募集)

租税法研究会・学習用 DVD を通じて、事務所のリスクマネジメントを図りましょう。

租税法研究会とは：

租税法研究会は、いわば大学院のゼミのようなスタイルで、会員と講師(酒井克彦教授)により行われる裁判例を素材にした発表を基に、会員と講師を交えてディスカッションをしながら、実務家としてどう考え、対処するべきかという視点で理論的・実務的に検討を行う研究会です。条文の読み方、判例の読み方、法律的主張の構成を学び、リーガルマインドの養成を図ります。

会員特典(一部のご紹介)：

★租税法研究会の無料参加(年8回開催)

★公開セミナーの無料参加(昨年4回開催)

★毎月1回の学習用講義 DVD(酒井克彦教授のオリジナル講義 DVD。40～60分程度)

★租税法研究会欠席時の DVD 無料送付

通信ファルクラム制度のご紹介：

★租税法研究会・学習用講義を DVD 又は YouTube で受講する制度です。詳細については事務局までお問い合わせください。

【次回のご案内】

ファルクラム第33回租税法研究会

◆日時：6/14(土) 13:00～15:30(予定)

◆三越事件：東京高裁昭和 47 年 4 月 25 日判決ほか

◆お申込方法 以下の必要事項をご記入の上、FAXにてご返信ください。

ご芳名		事務所名	
ご住所	会員の方はご芳名・TEL・参加者名のみの記載で結構です。		
TEL		FAX	
E-mail	お試し参加希望 ☐ (√チェック)		
参加者名			

お問い合わせ：一般社団法人ファルクラム (E-mail: jimu@ful-crum.info) 042-806-9843 (9～17時) 土日祝除く



お申込みFAX番号:042-806-9844(随時受付)

<送信前にFAX番号を再度、ご確認ください。>